

《一歩先を行く 緑 縁 区 あさお》をめざして みどりとえにしのタウン

都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ご高承の如く、都市計画マスタープランの制度は、平成4年の都市計画法の改正により、同法の18条の2として創設されたものであります。

その趣旨は、住民に最も近い立場にあり、基本的な自治体である市町村が「都市計画に関する基本的な方針」を定めることが義務付けられています。そして、その都市計画マスタープラン策定にあたっては、都市計画決定権者である市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させながら、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確定し、地域別のるべき都市像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めるとしています。

私共、検討委員会では、川崎市が掲げる「市民が主体的に参加する都市」の高邁な理念のもと、「自分達が住むまちは自分達で提案し、参加し、評価の上、更に行動する、いわゆる Plan, Do, See, Action」の精神で、切磋琢磨して麻生区構想区民提案を作り上げてきました。

さて、本委員会の委員の構成は、既に3年間、「麻生まちづくり会議」委員として積極的に活動してきた15名の委員と農協、町内会等の団体推薦委員5名および公募委員12名の合計32名となっております。

また、男女共同参画社会に相応しく、本委員会には普段からPTAほかいろいろな団体で活躍している女性委員が全体の3分の1強の11名を占めています。生活感があり、地域に密着した課題抽出や感性に優れた夢のある貴重な提案をし、活発に活動したことが特筆されます。

なお、具体的な麻生区構想区民提案は後記のとおりでございますが、私共、検討委員会は都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案の作成に際して、次の2点の運営方針を全員で確認いたしました。

その一つは、区民提案をまとめるに当たって、独善に陥ることのないように、地域に入って実査し、できるだけ多くの区民の意見を謙虚に聞き、地域別、テーマ別グループで緻密な検討を行い、その上で、更に検討委員会でも麻生区全体の視点からも検討を重ねて、きわめて丁寧に慎重を期して、二重のチェックの上、区民提案に反映したことあります。

二つ目は、私共、検討委員会に対して、昨年4月下旬に4地域に分かれて開催された出前フォーラム、テーマ別懇談会、特に市街化調整区域での度重なる懇談会ならびに本年1月31日に開催

された区民提案素案発表フォーラムの席上で、「この都市計画マスタープランが絵に描いた餅にならないように、必ず実現に向けて頑張って欲しい」との強い要請がなされました。

それ故に、私共、検討委員会は痛切に責任を感じ、区民の期待に必ず応えなければならないと自覚をし、本年2月4日以降、「実現化方策プロジェクトチーム」を立ち上げました。

そこで、検討された実現化方策では、(1)区民提案に関する情報の提供とPR活動、(2)具体的なプロジェクトの推進活動、すなわち区民提案の実現化を推進するための組織づくり、(3)区民提案推進のための法整備等が必要であるとの結論に達しました。

区民提案を知ってもらうために、パンフレットや冊子を作成し、地区ごとの井戸端会議を頻繁に催し、区民への徹底した周知活動を行い、具体的なプロジェクトを推進・実践するため町内会等との協働する地域別協議会やテーマ別協議会、例えば「芸術、文化、にぎわいのある新百合ヶ丘のまちづくり」「水と緑の回廊づくり」や「里山ボランティア」等を立ち上げ、実践することが肝要であると考えます。

更に、都市計画マスタープラン区民提案を実効性あるものにするため、いわゆる「川崎市まちづくり条例」の制定が欠かせません。「まちづくり条例」は将来策定する、「まちづくり推進地域別構想」を条例に位置づけ「地区まちづくり計画」として運用し、「まちづくり委員会」による土地利用の規制、誘導の根拠とすることあります。

また、「地区まちづくり計画」を策定する主体としての「まちづくり協議会」の条例による認定と、活動に対する支援を位置づけるために必要とされる訳であります。

以上のように、検討委員会は麻生区が「一步先を行く緑 緑 区 あさお」で象徴されるような、人とまちと環境を大切にするまちづくりを目標として川崎市におけるまちづくりの名譽ある地位（まちづくりモデル区）を占めたいと願い、今後も行政と協働して、主体的に活動することを確認しております。

本日までご協力、ご支援頂いた区民の皆様に深く感謝申し上げるとともに、本マスタープランの実現化推進の主役は我々麻生区民であることを認識の上、行政と協働して本マスタープランの実現に邁進することをお願い申し上げます。

平成16年4月

都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会

委員長 田島秀夫

都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案

目 次

第Ⅰ章. 区民提案の策定について	1
I - 1. 都市計画マスタープラン麻生区構想策定の背景と目的	3
I - 2. 都市計画マスタープランの役割	4
I - 3. 麻生区構想区民提案の検討の経過	8
I - 4. 麻生区構想区民提案の構成	13
第Ⅱ章. 将来都市像と都市構造	15
II - 1. 将来都市像－あさおの将来像－	17
II - 2. 都市構造	25
第Ⅲ章. まちづくり方針	51
III - 1. テーマ別まちづくり方針	53
III - 1 - 1. 交通ネットワーク	53
III - 1 - 2. 都市拠点	83
III - 1 - 3. 住宅市街地	109
III - 1 - 4. 市街化調整区域	165
III - 2. 地域別まちづくり方針	197
第Ⅳ章. 区民提案の実現化に向けて	221
IV - 1. 区民提案策定後のスケジュールについて	223
IV - 2. 区民提案の実現化方策について	224
IV - 3. 市民と行政の役割分担と協働について	230
●資料編	231
資料 1. 都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会の検討経過	233
資料 2. 都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会設置要綱	237
資料 3. 都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会 委員名簿	239

第Ⅰ章　区民提案の策定について



I-1. 都市計画マスタープラン麻生区構想策定の背景と目的

- ・『都市計画マスタープラン』は、平成4（1992）年の都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として創設され、住民に最も近い立場にある市町村が策定することになった制度です（都市計画法第18条の2）。
- ・これに基づいて、川崎市では『都市計画マスタープラン全体構想素案』が作成・公表され、現在、市民参加による区別構想づくりがすすめられています。これまでに、川崎区、宮前区、中原区において区民提案が策定され、麻生区は4番目の区になります。
- ・麻生区では、平成10（1998）年度に『麻生区区づくり白書ーとともに創りあげる麻生ー』が提案されています。また、麻生区区づくり白書を契機に、「麻生まちづくり会議（改組により、現在は「麻生まちづくり市民の会」）」が平成12（2000）年に発足し、まちに関する基本的な情報を市民の手で整理した『地区カルテ』を作成するなど、区民と行政のパートナーシップによるまちづくりが進められてきました。
- ・これらの活動を踏まえ、麻生区では、都市計画マスタープラン麻生区構想に関する区民意見を収集し、より地域の実情に即した区民提案を行うために、まちづくり推進組織「麻生まちづくり会議」委員15名、公募委員12名、団体推薦委員5名、計32名の市民により構成される『都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会（以下、「検討委員会」といいます）』を組織しました。検討委員会では、計23回にわたって、身近なところの課題整理から区全体の視野をもった区の将来像やその実現に向けた具体的な都市計画の方針等について討議してきました。また、地域に出向いて住民のみなさんと討議を行うための『出前フォーラム』や『懇談会』等を開催するとともに、区内の大学や中学校との共同作業などを行うことにより、区民の意見を広く反映することに努めてきました。さらには、“地区カルテ勉強会”や“都市計画勉強会”、“農業に縁、交通に関する勉強会”、“区内見学会”等を行い検討委員の知見を広げることに努めながら、約2年にわたる作業を通して、区民提案の取りまとめを行ってきました。
- ・なお、この「区民提案」の取りまとめという過程を《つくる参加》とすれば、区民提案が市に提案された後は、行政内部で調整を行った上で『都市計画マスタープラン麻生区構想素案』が作成・公表され、あらためて全ての区民を対象とした「説明会・縦覧・公聴会」が行われ、「意見書」の形で広く区民の意見を反映させるという《決める参加》の過程に移っていくことになります。そして、最終的に都市計画審議会の議を経て『都市計画マスタープラン麻生区構想』が決定される予定になっています。

I - 2. 都市計画マスタープランの役割

1. 都市計画マスタープランとは

- ・都市計画マスタープランは、川崎市が定める地域地区、地区計画、都市施設、市街地開発事業など、個別具体的な都市計画の基本的な方針となるものです。
- ・このため、おおむね20年後のあるべき都市像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等のあり方を総合的に検討し、都市計画の基本的な方針として定められることになります。

2. 都市計画マスタープランの特徴

- ・都市計画マスタープランには次の4つの特徴があります。

① 市民参加による策定プロセスを重視する

→都市計画マスタープランは、市民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを定めることになっています。

→川崎市では、「区別構想」の策定にあたって、「区づくり白書」などの内容の反映に努めるとともに、区役所や「麻生まちづくり会議（現在は「麻生まちづくり市民の会」）」と連携をとて幅広い市民の参加と意見の反映、市民相互の合意形成のプロセスを重視しています。

② 身近な地域の課題を反映させ、地域の実情に応じた方針を策定する

→都市計画マスタープランは、総合計画などでは描ききれない地区レベルの都市空間に関する内容を記述するものです。川崎市の場合は、区ごとに「区別構想」を策定するとともに、状況に応じて、さらに小地域を単位にした「まちづくり推進地域別構想」を策定することを考えています。

③ 他の分野別計画や既決定、進行中の計画・事業との整合性をはかる

→都市計画マスタープランは、土地利用や道路や公園などの都市施設の整備の目標、生活像、産業構造、都市交通、自然環境等に関する現況や動向を勘案した体系的な将来ビジョンを明示するものです。「緑の30プラン」や「都市景観形成基本計画」等の他の分野別の計画や既決定、進行中の計画・事業との整合性を図り、市が定める都市計画の体系的な方針となることを重視しています。

④ 市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即する

→地域地区や地区計画、都市施設（道路・公園等）、市街地開発事業等の市が定める個別具体的な都市計画の決定・変更は、都市計画マスタープランに即して定められることとなります。